

## 議案第131号

前橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の  
改正について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

前橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年前橋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「員数」の次に「（前橋市地域包括支援センタ  
ー運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅  
サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民  
の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は  
福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認め  
る者により構成されるものをいう。以下「運営協議会」という。）が第1号被保険者  
の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、  
常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援  
センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括  
支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によること  
ができる。次条において同じ。）」を加える。

第5条各号列記以外の部分中「のいずれかに掲げる場合における地域包括支援セン  
ターに置くべき職員の種類及び員数は、別表の」を「に掲げる場合における職員の員  
数は、当該各号に定める」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、  
複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第  
1号被保険者の数に基づき前条第2項の規定により算定した常勤の職員の員数を  
当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域  
包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合におい  
て、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準

は、同項に掲げる者のうちから2人とする。

第5条第2号を削り、同条第3号中「次条に規定する前橋市地域包括支援センター運営協議会」を「運営協議会」に改め、「場合」の次に「における地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、別表のとおりとする。」を加え、同号を同条第2号とする。

第6条中「前橋市地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者、第1号被保険者又は第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認めるものにより構成されるものをいう。）」を「運営協議会」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。